

市谷議員 再要望項目一覧

令和2年度11月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. 新型コロナ対策</p> <p>10月以降全国的に感染が広がり、11月に入ってから鳥取県でも連日のように感染確認され、冬に向けて一層の感染拡大が危惧される状況である。知事も、県対策本部会議また記者会見で「第3波」が訪れているとの認識を示しており、それにふさわしい対策をとることが求められている。</p> <p>(1) 医療・検査体制</p> <p>① 11月に入ってから県の県内での感染確認の事例には、感染ルートが確認できない例、無症状者の例、また手術前の検査で確認された例などがあり、陽性者が出てからの積極的疫学調査は当然必要であるが、それだけではなく、無症状者も含めた「予防的な検査」を行い、早期発見・早期封じ込めを行うことが必要である。そこで、㊦無症状者も含めいつでも検査できる体制をとること、㊧感染拡大している地域での面的検査、㊨医療・介護・学校(大学)など感染拡大が懸念される職場などでの定期的な検査を、利用者が無料で受けやすい行政検査として実施すること。</p>	<p>無症状の者が検査を行い、陰性が確認されたとしても、感染初期の場合はウイルス量が少なく検出できなかったに過ぎないこともあり、その後発症する可能性がある。また、陰性確認後感染し、他者に感染させてしまう可能性もある。</p> <p>本県においては、陽性者が確認された場合は、直ちに行動歴を聞き取って、濃厚接触者のみならず、感染が発生した施設の入所者全員など、幅広く接触者の対象を広げて検査を実施し、それにより、2次感染、3次感染を抑え、県内での感染拡大を防いでいるところであり、引き続きこの体制により感染防止拡大に努めていく。</p>
<p>② 11月1日から、「かかりつけ医等身近な医療機関(診療・検査医療機関)」での診察・検査体制がスタートしているが、この診療・検査体制を実施するに当たっての医療機関の不安に応えた対策(㊦院内感染対策、㊧院内感染した際の補償、㊨実態に見合った報酬)をとること。(現在補正予算で検討されている院内感染補償金上限300万円は少ないので、引き上げること)。同時に、感染者が増えてくると、入院協力医療機関は、「診療・検査体制」を維持しながら、入院体制を構築しなければならなくなり、「人員・看護師不足で、通常の入院を制限せざるを得ない。入院患者と家族が困ることになる」との声が出ている。入院に対する報酬増や、看護師を応援派遣すること。</p>	<p>診療・検査医療機関の院内感染対策については、国の包括支援交付金も活用して支援するほか、個人防護具については、医療機関が必要とする数量を県がとりまとめ、国が確保・供給する仕組みを構築しており、引き続き、国と連携しながら取り組んでいく。</p> <p>院内感染が発生した際の休業補償制度については、上限は300万円であるが、診療・検査医療機関の多くは診療所であり、引き上げは考えていない。また、勤務する医療従事者が感染した際に労災給付の上乗せ補償などを行う民間保険があるが、国の補助制度の対象外となる事務職員に対する補助制度を11月補正予算案で計上した。</p> <p>入院協力医療機関が、通常の入院を制限せざるを得ないことによる補償は空床確保補助金があるほか、入院した場合の診療報酬も増額されている。</p> <p>外来による検査は診療所及び民間検査会社等に中心に移行しており、非コロナ患者の入院医療体制についても、圏域における病病連携の一層の推進を図っているところである。</p> <p>また、県内の看護師は着実に増加傾向にあり、県内の診療体制に支障がないよう引き続き看護師の確保に努めていく。</p>
<p>③ 県として、医療機関への減収補填金(経営持続応援金)を支給すること。</p>	<p>医療機関の財政支援については、基本的に国において行うべきものと考え、これまで国に要望してきており、国が決定した追加支援策を活用しながら、県としても円滑な事業実施に努めていき、不足する部分があれば、今後も随時、国に対して要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④ 薬局の職員は、患者と接し感染の懸念があるにもかかわらず、慰労金の対象外となっている。一部、介護保険の訪問指導に一定回数以上行く職員は対象になっているが、同じ薬局の中で対象者と対象外があることで不公平感が出て、慰労金制度が使えないとの声も出ている。薬局職員も、基本的に慰労金の対象者となるよう国に求め、他県のように対象外の職員に対し県が独自支援すること。</p>	<p>薬局に勤務する薬剤師等も新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の対象とすることについては、全国薬務主管課長協議会において、10月9日、国要望を行ったところである。</p> <p>慰労金については、国の全国一律の基準・スキームで実施すべきであり、現時点で、県独自に薬局の職員に対する慰労金の給付事業を行うことは考えていない。</p>
<p>(2) 事業所などへの経済的な支援及び雇用対策</p> <p>① 感染「第3波」の中で、飲食店や旅館のお客さんが再び減少することが懸念される。「持続化給付金や県再スタート事業支援金はもう底をついた。感染のたびにお客さんが遠のく。忘年会での売上げが期待できない」との声が出ている。国に新たな直接支援制度の創設を求め、県も創設すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、地域の中小・零細企業や個人事業者に甚大な経営上の影響を及ぼしていることから、国の持続化給付金や家賃支援給付金について、経済雇用情勢を注視しながら事業の継続・拡充を図るよう、11月12日、国に要望を行ったところである。</p> <p>なお、県独自の応援金「新型コロナウイルス克服再スタート応援金」について、頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業など各種緊急支援補助金との併給も可能であり、多くの事業者に御利用いただいていることから、新たな支援制度を構築することは考えていない。</p>
<p>② 新型コロナで、改めて内需の創出・確保が重要となっており、そのことは「鳥取県産業振興未来ビジョン」(着目点)にも明記されている。内需創出の具体策として、小規模企業振興基本条例の策定や、仕事起こしとして位置付けた住宅リフォーム助成制度を創設すること。</p>	<p>県内需要の拡大等については、平成23年度に施行された鳥取県産業振興条例に基づき、県内事業者の製品やサービスの利用を促進するなどの取組を継続的に実施していることから、新たな条例提案を行うことは考えていない。</p> <p>住宅の改修等に対する助成については、政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では、県産材を活用して実施する住宅リフォームに助成している。本制度は小規模リフォームにおいても幅広く活用することができることから、内需創出にも寄与するものと考えている。</p>
<p>③ 家族従事者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止を求めること。不平等な人権問題としてもとらえ、税務課だけでなく、女性活躍推進課、人権局としても見解を明らかにし、廃止を国に要望すること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であるため、課税の公平性を確保する一方で、女性の権利や経済的自立の観点にも配慮しながら、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。</p> <p>国は第4次男女共同参画基本計画において「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」とし、また年内に閣議決定予定の第5次男女共同参画基本計画の素案でも同様に記載していることから、政府税制調査会等での検討状況を注視していく。</p>
<p>④ 窓のないライブハウスが、換気機能付きエアコンの設置で換気できるように検討しているが、同じ感染防止対策なのに、生活環境部の20万円の支援制度は対象になるが、商工労働部の上限200万円の支援制度は対象外になっているのは矛盾している。換気機能付きエアコン設置は経費が多くかかるため、商工労働部の制度が使えるようにすること。</p>	<p>企業内感染症防止対策補助金は、県内中小企業等による感染拡大予防対策を支援するための補助制度であり、このうち上限200万円の支援制度は、感染防止に向けた遠隔システム導入のほか、感染症対策として行うサービス転換等に要する経費を対象としている。この補助制度はこれまでに多くの事業者を活用いただいているが、パソコンやエアコンなど汎用性の高い物品の購入経費については、他の用途への転用も可能であることから補助対象外として取り扱っており、今後とも補助対象とする考えはない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④ GOTO 関連事業について</p> <p>㊦「GOTO 関連事業」は、本来、感染収束後に行われる事業のはずであり、現在の「第3波」ともいえる感染拡大の状況下、一旦事業は中止すること。そして関連予算は事業所への直接補填に活用すること。また、事業所にお金が還元されるのに1か月もかかり、収入が入らないのにサービスを提供しなければならず、「GOTO 倒産」の事態も起きている。改善を求めること。</p>	<p>GoTo トラベルの実施に関しては、国の分科会から「GoTo トラベル事業の実施の目安」として、当該都道府県の感染の状況がステージⅠ又はステージⅡ相当であることを基本とする。ステージⅢ相当と判断された場合には、当該事業に係る感染リスクを総合的に考慮し、当該都道府県を除外することを検討する。」ことが提言されており、国において感染状況を踏まえ、適切に判断されるものと考え。</p> <p>また、GoTo トラベル事業事務局から宿泊施設、観光施設等の参画事業者への給付金の支給については、審査期間を短縮し、申請から3週間以内を目標に迅速化を図るとされている。</p>
<p>㊧「GOTO トラベル事業」に連動する「GOTO 地域共通クーポン券」は、飲食店の場合、「GOTO イート」にも登録してはじめて利用対象事業所になれる。しかし、「GOTO イート」は、例えば従来から「食ベログ」に登録していても、新たに最高額の登録料を払わなければならない、キャンペーン終了後も登録料のランクダウンは許されていない。そのため地域共通クーポン券の登録は、全国チェーン店やコンビニなどが多く、地元の飲食店の登録は少なく、地元にお金が落ちにくいしくみである。改善を求めること。</p>	<p>飲食店の GoTo トラベル地域共通クーポン取扱店舗への登録にあたっては、GoTo イートの登録が要件とされているが、「食ベログ」等のオンライン飲食予約サイトへの登録は必須ではなく、プレミアム付食事券「とっとり GoToEat キャンペーン」への参加登録でも可能と伺っている。</p> <p>11月10日現在で、県内の観光施設や土産物屋、飲食店等の約1,400店舗が地域共通クーポン取扱店舗として登録されており、引き続き GoTo トラベル事務局と連携し登録を促進していく。</p>
<p>㊨「とっとり GOTO イート」は、感染防止の観点から、「とっとり型コロナ対策安心登録システム」に登録することが義務付けられているが、システム登録できない事業所もあり、食事券が利用できず、不公平である。感染防止には、利用者の連絡先がわかればよいことなので、「システム登録」の義務付けはやめ、「連絡先の手書き」でも認めるようにすること。</p>	<p>参加する飲食店への「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」登録の義務化は、国が認めた県独自の追加条件として鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した事項であり、感染症対策として必要なものと考えている。</p> <p>「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」への登録は、県ホームページからの電子申請での手続きをお願いしているが、インターネット環境がない飲食店等を考慮し、専用の特設ダイヤルを設置して相談に応じ、県が手続きを代行するなど、登録に支障がないよう対応している。</p>
<p>⑥ 県内のバス会社は、「路線バスが3割以上減収、貸し切りバスが9割減収、空港のカウンター業務が5割減収で、10億円の減収見込み。GOTO トラベルの利用はない。労働者は雇調金で休業中」（日の丸バス）、「路線バスが3割減収、高速バスが7割～8割減収、貸し切りバスはようやく2割確保。タクシーは1/3に減少。GOTO トラベルの利用はない。雇調金を使って労働者は交代で休ませている」（日交）と、深刻な事態である。減収補填を望む声、高校の課外活動等でのバス利用・助成を望む声も出ており、実施すること。</p>	<p>交通事業者へのコロナによる減収への対策として、6月補正予算で、コロナ感染予防対策資機材の導入補助、貸切バスの密回避のための増車支援及び感染対策広報費等の支援を行っている。</p> <p>また、9月補正予算により、コロナにより特別な体制を組み合わせながら路線バスの維持・運行を続けていることで増額となった路線バス運行費に対して支援を行っている。</p> <p>さらに、11月補正予算案に、個人やグループなどの貸切バス等の利用を促すため運行経費を支援する事業を計上した。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>2. 9月26日豪雨で被災した「キノコ栽培施設」への支援</p> <p>(1) 鳥取市佐治町尾際のキノコ栽培施設が土砂に埋もれる被害に遭ったが、同施設に流れ込んできたのは、県管理の北谷川の護岸や県企業局道路の関連ブロックや土砂であり、北谷川の護岸は2年前の点検で「要対策」となっていた箇所もあった。異常な豪雨であったとはいえ、こうした県関連の施設・土砂が流れ込んでの被災であり、県にも責任がある。また予算が成立してから約1か月間、県により砂防堰堤をつくるための土砂掘削作業が行われ、入り口がふさがれ、キノコ栽培施設の再建作業にかかれない状態であった。その上、再建支援策として9月議会で創設された「農林関係災害復旧対策事業」は、組まれた段階では被災想定額1.3億円であったが、その後約3億円の被害であることがわかり、県・鳥取市合わせて1/2の支援では、事業者負担額が重すぎて、再建に向かいづらい状況が生まれている。①国に激甚災害制度(9割支援)の対象となるよう働きかけるか、何らかの支援を行うよう求めること。②県の支援額・支援率を引き上げること。③既存制度も含めて何らかの支援の上乗せをすること。</p>	<p>この度の災害は、想定を上回る規模の降雨による自然災害であったが、県では、今後の降雨による当該施設の更なる災害を防止するため、流路内に堆積した土砂撤去などに早急に着手したところであり、今後も関係者と協議の上、砂防堰堤の建設など必要な対策を講じていく。</p> <p>キノコ栽培施設の復旧支援については、事業者の意向をお聞きしながら鳥取市と連携して進めており、引き続き再建に向け事業者へ寄り添って対応していく。</p> <p>補助事業による支援は、国事業の活用可能性も含めて検討することとしており、9月補正予算で創設した「農林関係災害復旧対策事業」の見直し等は考えていない。</p> <p>なお、このたび被災したキノコ栽培施設は、共同利用施設ではないため激甚災害制度の対象とならない。国に対しては、施設再建に向けて活用を検討している国事業の予算確保を要望することを検討する。</p>
<p>(2) 被災当初の話では、八頭町にあるもう一つの施設で事業者の収入や雇用が一定確保されるかのように聞いていたが、もう一つの施設は別法人であり、何も確保できないとのことである。結局、事業者は収入が絶たれ、雇用者は失業手当を受け取っているが期間も限定されており、大きな損失である。地域の貴重な産業であり、再建に向かえるようにするため、事業者は何らかの損失補償(過去のリンゴやナシの霜被害で所得支援した)をすること。</p>	<p>過去の共済制度がない品目への支援については、リンゴ産地が甚大な被害を受けた状況となったことから、緊急的な対応として支援を行った産地全体の振興策であり、今回の災害とは態様や規模が異なるため減収補填は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3. 国民健康保険制度について</p> <p>(1) 現在策定作業中の第2期鳥取県国民健康保険運営方針は、厚労省の通知にもとづき、</p> <p>① 各市町村の保険料水準の統一に向けて議論を開始すること、</p> <p>② 赤字市町村に対し赤字削減・解消の具体的な計画と目標年次の設定を求めること、</p> <p>③ 県財政安定化基金は、従来のように財政不足の各市町村に対する貸付・交付に使うだけでなく、保険料水準統一にむけて、国保会計の余剰金の積立を認める、</p> <p>④ 全国で競って2020年度から始まった保険者努力支援制度の評価基準に基づく成果を出して、国から交付金を受けとること、以上のことを明記し、保険料統一への圧力を強めようとしている。これらは、コロナ禍で保険料が払えない人が増えることが懸念される中、保険料の引き上げに誘導し、住民を苦しめることになる。このような運営方針の改定はやめること。</p>	<p>県の国保運営方針は、国民健康保険の安定的な財政運営と市町村事業の広域化や効率化を推進するために策定するものである。この度の改定は、これまでの国保運営状況等や市町村の意見を踏まえ、今後の国保運営に必要な見直しを行うものであり、引き続き市町村と協議を重ね、国保運営協議会や県民の意見も伺いながら、策定を進めていきたい。</p>
<p>(2) 保険料は、県が引き下げのための具体的な手立てをとること。また新型コロナの影響による保険料の減免制度は、所得がゼロまたは赤字であっても保険料が発生するにもかかわらず、減免制度から外れる場合があり、改善を国に求め、県独自にも改善を図ること。</p>	<p>保険料の軽減については、県として既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担による引き下げは考えていない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症による保険料減免に係る対象範囲の改善については、権限を有する各市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県独自の負担による改善は考えていない。</p>
<p>(3) 新型コロナ対策で、傷病手当が創設されたが、事業主は対象外となっている。事業主が感染した場合も安心して休業できるよう、傷病手当の対象にすること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策としての傷病手当金は、被用者保険制度とのバランスを考慮し、被用者を対象として創設されたものである。その対象範囲の拡大については、権限を有する各市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県が事業主を傷病手当金の対象とすることは考えていない。</p>
<p>4. 淀江産廃処分場計画について</p> <p>○2020年7月2日に行われた住民監査請求に対する意見陳述で、循環型社会推進課の課長が、計画の白紙撤回について、「現時点で相当の確実さで予測されるような状況ではない」と述べました。しかし、現在地下水調査が行われ、知事が結果によっては白紙撤回もあり得ると議場で答弁もしていたことからすれば、課長の発言は不適切である。謝罪・撤回をすること。</p>	<p>本年7月2日の淀江処分場計画の住民監査請求に係る本監査での発言については、まさにこれから地下水等調査が実施される段階であることから、白紙撤回について判断できる状況ではないとの趣旨である。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>5. 米軍機の低空飛行訓練について</p> <p>○今年度に入ってから、米軍と思われる戦闘機などの目撃情報が 20 件にも及んでいる。また記録にはないが、轟音での夜間 10 時や 11 時の飛行もあると住民から聞いた。若桜町に移住してきた子育て中の方から、「大阪ではありえない。騒音がひどく、学校に近いエリアで飛んでいて、子どもが事故に遭うのではないかと大変不安。静かに暮らしたくてここに来たのに、飛ばないでほしい」、「役場から、国に目撃情報をあげるためなるべく写真を撮るように言われたが、いつもカメラを持ち歩いていないので、行政として騒音測定器や監視カメラを設置してほしい」と聞いた。住民が安心して暮せるよう、騒音測定器・監視カメラの設置を、国に求めるだけでなく、県としても設置すること。また、日本の航空法無視の米軍機の低空飛行を容認する「日米地位協定」の見直しを、県知事としても求めること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練については、住民からの苦情が多い地域においては国の責任において騒音測定器を設置し実態の把握をするよう、毎年、国に要望しているところであり、県として騒音測定器等を設置することは考えていない。</p> <p>なお、日米地位協定の見直しについては、全国知事会が、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるよう提言しており、改めて県として見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>6. 生活保護行政について</p> <p>(1) 鳥取市の生活保護行政で、通院や仕事に利用する場合認められている車の所有について、認めないとする対応があり、不適切である。ルール通りに適用するよう指導・助言すること。</p>	<p>生活保護制度において車の使用は原則認められていないが、通勤や障がい者の通院の際に地理的条件などで保有が容認される場合がある。生活保護業務は法定受託事務として実施機関である各福祉事務所が判断するものであるが、仮に不適切な実態がある場合には、県として指導・助言することになる。</p>
<p>(2) 同じく鳥取市の生活保護行政で、通院の交通に係る経費について、利用者が一旦負担しなくてもすむよう、市が直接タクシー会社に払ったり、市が利用者に概算払いできるのに、それを利用者に伝えておらず、タクシー代の負担が重く困っている事例があった。また、使える障害者支援サービスや介護サービスの案内や手続もなされていなかった。改善を図るよう、指導・助言すること。</p>	<p>生活保護業務は法定受託事務として、通院移送費の支給についても実施機関である各福祉事務所が判断するものであるが、仮に不適切な実態がある場合には、県として指導・助言することになる。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>7. とっとり学力・学習状況調査について</p> <p>とっとり学力・学習状況調査は、今年度、鳥取市、米子市で行ったが、来年度は全市町村で取り組むよう 11 月補正予算に盛り込まれようとしている。今年度の取組結果がまとめられているが、①児童・生徒に配布される個人結果表で細かく「学力レベル」を評価し、平均点と比較する、②「帳票40」では、個別設問によって得られた、「非認知能力」「学習方略」「アクティブラーニング」を数値化して評価している。このように、学力テストの結果だけでなく、学習意欲なども、すべて一つの物差しに当てはめて数値化することは、数値に子どもを当てはめていく教育となり、一人一人の子どもの姿が見えなくなる危険性がある。本来、子どもたちは一人一人違いがあり、その違いや個性に基づいて、教育活動をする中で、人格形成を行うのが教育である。今回のような一定の型にはめ込むテストは、子どもたちや教師を苦しめ、ますます息苦しい学校にしてしまう。子どもと教育を数値に合わせてマニュアル化するような、とっとり学力・学習状況調査は、中止すること。</p>	<p>子どもたちの学びの質の向上のためには、学力調査等の客観的なデータを基に、子どもたちの学力や学力に関わる生活実態等を把握し、成果と課題を明らかにした上で、指導方法を工夫・改善していくことが大切であり、「とっとり学力・学習状況調査」は、学力を経年で比較することにより、一人一人の児童生徒の学力の伸びを明確に測ることができる調査である。</p> <p>本調査を有効に活用し、全国に先駆けて少人数指導を充実させている本県のスモールスケールを強みとした、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導・支援をさらに充実させ、本県全ての児童生徒の学力向上を推進していくこととしており、本調査を中止することは考えていない。</p>